

第146回

定時株主総会 招集ご通知 (交付書面)



日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



場所

東京都品川区西五反田八丁目4番13号
五反田JPビルディング5F

藤倉コンポジット株式会社

証券コード：5121



FUJIKURA COMPOSITES

株主の皆様へ



平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第146期は国内におけるインフレ、人手不足、金利上昇などに加えて、トランプ米大統領による高関税政策が追い打ちとなり、先行きの不透明感が高まっています。このような中、当社は「稼ぐ力の強化」と「新成長戦略」をテーマに掲げ、2025年4月からスタートした第7次中期経営計画を達成するべく、着実に取り組みを進めてまいります。

株主の皆様には引き続き、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員

森田健司

Q1 「第6次中期経営計画」が終了しました。 5年間の総括と、各事業の進捗について お聞かせください。

2025年3月期まで5カ年とした「第6次中期経営計画」では前半を回復期、後半を成長期と定義し、営業利益率平均10%以上を主要指標として改革に取り組んでまいりました。回復期は売上1,070億円、営業利益率9.1%、成長期では売上1,200億円、営業利益率10.7%となり、順調に成長を続けているものの、市場の回復の遅れや当社の価格転嫁の遅れが重なり、十分な回復には至りませんでした。

当社の売上の半分以上を占める産業用資材セグメントの中で、特に国内の工業用品部門については、製造コストの増加も相まって価格転嫁が進まず、稼ぐ力の強化が大きな課題となっております。

ベトナムの工業用品部門については、赤字が続いておりましたが、現場力向上のおかげで、昨年からは黒字化いた

しました。この黒字化を今後も継続していくことが重要なテーマだと考えています。

国内外の工場につきましては、稼働率に合わせたキャパシティにしていこうと、そして新たな事業展開を進めることが重要です。

制御機器部門については2025年4月に原町工場の生産を小高工場に移転しました。使用する材料の金属は温度変化によって歪みが生じたり、伸縮する性質があるため、小高工場内に温度管理が可能な工程を作り、ここで新たな切削加工や組み立てなどを実施します。これまで当社は除振台のみを製造しておりましたが、同工場では除振台を含む構造体の組み立てまで実施することが可能となりました。

また、クリーンルームを備える原町工場では各種医療用部素材を生産しています。高齢化社会に向けた市場の準備として、国内初となるワクチン生産のための部素材

を当社で製造しております。今年から来年にかけての伸びしろが期待できます。

引布加工品セグメントでは、加工品部門において、国土交通省が改良型救命いかだなどの積み付けを義務化することから、新たに改良型救命浮器を設計開発いたしました。すでに数多くの受注をいただいております、今年から本格的な生産および出荷を開始しております。

スポーツ用品セグメントではゴルフ用カーボンシャフト部門が順調に成長しています。国内外のプロツアーで高い使用率を維持し、当社の市場シェアはプロ選手からアマチュアの方を含め、世界シェア50%を超えると推定しています。この成功に甘んじず、今後も材料や製法を研究し、コンポジット技術を活かした当社にしか提供できないシャフトを追求してまいります。

Q2 成長分野への経営資源の再配分を実施されているとのこと。現在の進捗状況をお聞かせください。

成長分野への投資として、稼ぐ力の強化に中長期で70億円、新成長戦略として45億円を予定しています。

次世代自動車用部材として、EVで使われている「フレガード」という製品があります。車載用リチウムイオンバッテリーの過熱時に熱膨脹するゴム材料で、火災の延焼を抑えるなど安全対策に用いられます。EV化のスピードについては、世界的な鈍化が見られますが、この流れが止まることはないと考え、成長戦略の中で取り組みます。

半導体製造装置、液晶製造装置などに必要とされる精密な除振設備については20億円超の投資を行い、前述の小高工場での展開を進めています。

また同工場では、再生可能エネルギー活用の一環として、CO₂フリー電力活用や太陽光発電設備導入など、環境負荷低減およびカーボンニュートラル実現に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

新成長戦略への投資としては、国内外含めシナジー効果が見込める企業と提携し重要度の高いものをピックアップし、進めてまいります。またM&Aについても随時検討をしております。

Q3 株主の皆様へのメッセージをお願いします。

2025年4月から新たにスタートした「第7次中期経営計画」については3力年での実施となります。

初年度の147期は資本コストのターゲットを事業ごとに数値設定し、株主様からお預かりした資金をより有効に活用し、収益改善を大きなテーマに取り組んでいます。

株主還元については1株当たりの年間配当額54円を下限に株主資本配当率（DOE）4%以上の配当を実施する予定です。また昨年からスタートした株主優待も大変ご好評をいただいております。

当社は今年、創立124周年を迎え、長い歴史がございいますが、ここでさらにトランスフォーメーションにアクセルをかけ、変化し続ける社会の、さらに先んじる存在になるべく努力してまいります。

株主の皆様には引き続き厚いご支援とご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金32円
総額622,277,536円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員8名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の刷新と意思決定の迅速化を図るために、4名減員して取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。



候補者
番号

1

もり た けん じ
森田 健司

1958年5月30日生

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2005年4月 当社管理本部経理部長
2008年1月 当社管理本部副本部長兼同経理部長
2008年4月 当社管理本部長兼同経理部長兼大阪支店長
2008年6月 当社取締役
2010年4月 当社管理本部長兼同経理部長兼内部統制室長
2011年4月 当社管理本部長兼同人事総務部長兼内部統制室長
2012年4月 当社常務取締役当社営業本部長兼大阪支店長
2016年4月 当社代表取締役社長
2024年4月 当社代表取締役社長執行役員（現）

■ 所有する当社株式の数：95,400株

■ 取締役在任年数：17年間

■ 取締役会への出席状況： 19回中19回（100%）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、経理、人事労務、営業、海外事業に携わるなど、豊富な業務経験とグループ経営に関する深い知見を有しております。また、2016年に当社代表取締役社長に就任後、新たに制定した中期経営計画の実現に向け強力なリーダーシップを発揮し、当社グループにおける企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの基盤強化を推し進めております。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。



候補者
番号

2

わた なべ たか ふみ
渡邊 貴史

1971年2月25日生

再任

■ 所有する当社株式の数： 7,212株

■ 取締役在任年数：2年間

■ 取締役会への出席状況： 19回中19回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2016年4月 当社営業本部スポーツ用品営業部（現ACP事業部
営業部）部長
2020年4月 当社先端複合材事業部（現ACP事業部）長
2021年4月 Fujikura Composite America, Inc. CEO
2022年5月 Fujikura Composite America, Inc. 会長
2023年4月 当社副事業部統括
2023年6月 当社取締役
2024年4月 当社取締役執行役員兼事業部統括（現）

（重要な兼職の状況）
株式会社キャラバン代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、スポーツ用品事業において国内外の事業拡大に携わり、技術開発、営業活動の豊富な経験と高い実績を有しております。現在は、事業部統括を務めており、これまでの経験を生かし、事業拡大、収益改善への取組、重要取引先との関係強化に尽力しております。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。



候補者
番号

3

ひ ぐち あき やす
樋口 昭康

1973年12月6日生

再任

■ 所有する当社株式の数： 15,273株

■ 取締役在任年数：1年間

■ 取締役会への出席状況： 14回中14回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年4月 当社入社
2007年4月 FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC.
取締役社長
2014年4月 IER Fujikura Inc. CTO
2019年4月 当社経営企画室長
2023年4月 当社執行役員
2024年6月 当社取締役執行役員（現）
2025年4月 当社管理本部統括兼情報セキュリティ推進室長
（現）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、技術開発、海外事業、経営企画に携わり、技術開発の豊富な経験と経営に関する深い知見を有しております。現在は、人事総務、経理及び情報システムなど管理部門の統括を務めており、人材育成など当社グループの将来を見据えた管理・運営体制の向上に尽力しております。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。



候補者
番号

4

なが はま よう いち
長浜 洋一

1950年1月1日生

再任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数： 1,000株

■ 取締役在任年数：5年10カ月

■ 取締役会への出席状況： 19回中19回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年4月 藤倉電線株式会社（現 株式会社フジクラ）入社
1999年7月 同社経理部長
2003年6月 同社取締役経営企画室副室長
2006年4月 同社取締役常務執行役員コーポレート企画室長
2009年4月 同社代表取締役社長
2016年4月 同社代表取締役会長
2018年6月 同社相談役
2019年6月 藤倉化成株式会社社外取締役（現）
2019年8月 当社社外取締役（現）
2020年4月 株式会社フジクラ名誉顧問

（重要な兼職の状況）
藤倉化成株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、経営者としての豊富な経験と実績、幅広い見識を有しており、実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化を通じ、企業価値の向上に寄与していただけると期待し、取締役として適任であると判断したものであります。

- （注1）取締役候補者長浜洋一氏は、社外取締役候補者であります。
- （注2）各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- （注3）取締役候補者長浜洋一氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める独立役員選定基準を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。
- （注4）当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の3.会社役員の状況「（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である植松克夫、細井和昭及び田中響子の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となり、植松克夫氏は退任されます。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者
番号

1

たか はし ひで たか
高橋 秀剛

1963年3月23日生

新任

■ 所有する当社株式の数： 33,815株

■ 取締役在任年数：10年間

■ 取締役会への出席状況： 19回中19回（100％）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2000年4月 当社入社
- 2012年4月 当社技術製造本部技術統括部副部長
- 2014年4月 当社技術製造本部技術統括部副部長兼同加須工場長
- 2015年4月 当社技術製造本部副本部長兼同技術統括部長兼同加須工場長
- 2015年6月 当社取締役
- 2017年4月 当社技術製造本部副本部長兼同技術統括部長
- 2019年4月 当社技術製造本部副本部長兼営業本部海外戦略統括部副部長
- 2020年4月 当社技術製造統括兼事業開発統括部長兼事業所統括部長
- 2021年4月 当社常務取締役兼管理本部統括兼管理本部長兼内部統制室長
- 2024年4月 当社取締役常務執行役員兼管理本部統括兼内部統制室長兼サステナビリティ統括室長兼情報セキュリティ推進室長
- 2025年4月 当社取締役執行役員特命担当（現）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、技術開発に長く携わり、開発に関する高い見識と能力を有しております。その後は、人事総務、経理及び情報システムなど管理部門の統括を務めており、人材育成や内部統制システムの整備など当社グループの将来を見据えた管理・運営体制の向上に尽力いたしました。これらの専門性・経験を活かし、実効性の高い監査が期待できると判断し、監査等委員である取締役として適任であると判断したものであります。



候補者
番号

2

ほそ い かず あき
細井 和昭

1948年1月2日生

再任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数：—

■ 監査等委員である取締役在任年数：2年間

■ 取締役会への出席状況：19回中19回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年11月 監査法人千代田事務所入所
1979年3月 公認会計士登録
1987年1月 新光監査法人社員
1993年9月 中央監査法人代表社員
2005年3月 税理士登録
2006年10月 細井会計事務所開業（現）
2007年6月 当社社外監査役
東プレ株式会社社外監査役
2012年2月 日本電工株式会社（現新日本電工株式会社）社外監査役
2016年3月 同社社外取締役
2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現）
（重要な兼職の状況）
細井会計事務所 公認会計士・税理士

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見があります。また当社の監査役を長年務めた経験から客観的・中立的な立場から監査をしていただけると期待し、監査等委員である社外取締役として適任であると判断したものであります。



候補者
番号

3

た なか きょう こ
田中 響子

1983年12月15日生

再任

社外

独立

（現姓：深川）

■ 所有する当社株式の数：—

■ 監査等委員である取締役在任年数：2年間

■ 取締役会への出席状況：19回中19回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
阿部・田中法律事務所入所
2019年8月 当社社外監査役
2021年1月 阿部・田中法律事務所共同経営弁護士（現）
2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現）
（重要な兼職の状況）
阿部・田中法律事務所 弁護士

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な知見があります。その経験と高い見識から当社の経営について、独立・公正な立場から監査をしていただけると期待し、監査等委員である社外取締役として適任であると判断したものであります。

- (注1) 細井和昭及び田中響子の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- (注2) 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注3) 田中響子氏は、現姓は深川姓となりましたが、旧姓の田中で業務を執行しております。
- (注4) 監査等委員である取締役候補者細井和昭及び田中響子の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める独立役員の独立性基準を満たしており、当社は、両氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。
- (注5) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の3.会社役員の状況「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りであります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの監査等委員である取締役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

社外役員及び独立役員の選定基準の概要

当社における社外役員及び独立役員の選定基準の概要については、以下のとおりであります。

(社外役員選定基準)

以下のイ～ハすべてに該当する場合を社外役員の適格者とする。

- イ. 企業経営、または会計監査など専門的分野において、広い見識と十分な経験を有している。
- ロ. 当社の業務を理解し、当社の意思決定や業務執行に関する客観的かつ経験に根差したご意見をいただける。
- ハ. 親会社等の取締役、執行役等会社法における社外役員欠格者でない。

(独立役員選定基準)

東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める以下の基準に該当する場合を独立役員の適格者とする。

- イ. 当社の社外役員としての要件を満たしている。
- ロ. 議決権10%以上（含間接保有）を保有している大株主（当該会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員を含む）でない。
- ハ. 重要な取引関係（当社連結売上高の2%以上の取引が当社及び当社子会社との間にある場合をいう）のある企業の業務執行取締役、執行役、執行役員でない。
- ニ. 主要借入先の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員でない。
- ホ. 役員報酬以外に当社から多額（年額10百万円以上）の報酬を得ている公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントまたは監査法人、税理士法人、法律事務所等（社員、パートナー、従業員等を含む）でない。
- ヘ. ロ～ホの基準に該当する者の子会社、関連会社、親会社の大株主、それらの取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員やその近親者（配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族）でない。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び本議案を相当とする理由

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、「固定報酬」、「業績連動報酬」及び「株式取得目的報酬」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象に、「株式取得目的報酬」の支給を取りやめ、新たに信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案による報酬枠は、2023年6月29日開催の第144回定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員でない取締役の報酬の限度額年額520百万円（（うち社外取締役については年額40百万円）以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠とします。また、本制度に基づく報酬は、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するものとします（ただし、下記2.（2）のとおりに、対象期間を延長することがあります。）。

本制度の導入目的は上記のとおりであります。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告3. 会社役員の状況（4）当該事業年度に係る取締役の報酬等に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、事業報告3. 会社役員の状況（4）当該事業年度に係る取締役の報酬等の末尾に記載のとおり変更することを予定しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役は3名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）
② 対象期間	2026年3月末日に終了する事業年度から2028年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間3事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金90百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり45,300ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金90百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。また、上記のとおり執行役員に対しても同様の株式報酬制度

を導入した場合には、当該制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金30百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり45,300ポイントを上限とします。

なお、各取締役に付与するポイント数は上記上限の範囲内で取締役会で決定しますが、対象期間の初事業年度における職務執行の対価として付与するポイント数は、当該事業年度の直前の事業年度における連結当期純利益の額に役位毎の職位係数を乗じ、さらに役位共通の一定割合を乗じることにより算出される額を本信託による一株当たりの当社株式取得価格で除すことにより算出される数とする予定です。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合（業務上の傷病等により取締役会がやむを得ないと判断した場合を除く）等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交

付を受けないものとします。

なお、1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1 ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(ご参考)

取締役及び取締役候補者が有している専門性

取締役及び取締役候補者	企業経営 専門知識	製造・技術 研究開発	マーケティング 営業	財務 ファイナンス	IT	人事・労務	法務	グローバル
もり た けん じ 森 田 健 司	●		○	●	○	○		○
わた なべ たか ふみ 渡 邊 貴 史	○	○	●					○
ひ ぐち あき やす 樋 口 昭 康	●	○		○		○		○
なが はま よう いち 長 浜 洋 一 社外	●			○	○			○
たか はし ひで たか 高 橋 秀 剛	●	○		○		○		○
ほそ い かず あき 細 井 和 昭 社外	○			●			○	
た なか きょう こ 田 中 響 子 社外	○						●	
つる み まり こ 鶴 見 真利子 社外	○			●			○	

(注) ○は保有しているスキル、●は特に期待されるスキルを表しております。

以 上

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、中東の戦火などの地政学リスクに加え、各国の関税政策が世界的なサプライチェーンに多大な影響を及ぼすとの警戒感が高まっております。わが国経済においては、インバウンドは好調を継続し、サプライチェーンは正常化しておりますが、物価の高騰、人手不足や賃上げへの対応等、取り巻く環境は依然厳しいものとなっております。

当連結会計年度の売上高は413億2千5百万円（前年同期比9.4%増）、営業利益は48億7百万円（前年同期比32.6%増）、経常利益は50億5千万円（前年同期比29.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は38億8千8百万円（前年同期比19.5%増）となりました。なお、特別利益に投資有価証券売却益等として5億8千7百万円を、特別損失に膨張式救命いかだの部品または一部製品の交換に伴い今後発生する費用、固定資産廃棄損等として7億9百万円を、それぞれ計上しております。

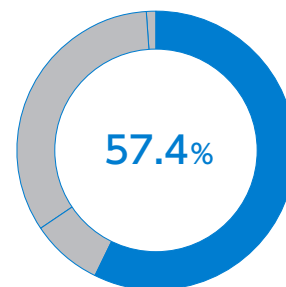
セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

産業用資材

工業用品部門は、自動車関連部品及び住宅設備関連部品の受注回復が進み増収となりましたが、国内は製造コスト上昇に対し価格転嫁が追いつかず、また米国での急激な受注の落ち込みにより減益となりました。制御機器部門は、主力の半導体市場は流通在庫調整がほぼ収束し、AI半導体の設備投資が牽引したことにより、国内・海外向け共に堅調に推移しました。液晶市場は引き続き低調ではありますが、海外向けの一部持ち直しにより増収となりました。医療市場での一部新製品の上市遅れ及び中国市場の景気低迷の影響により、全体では増収減益となりました。

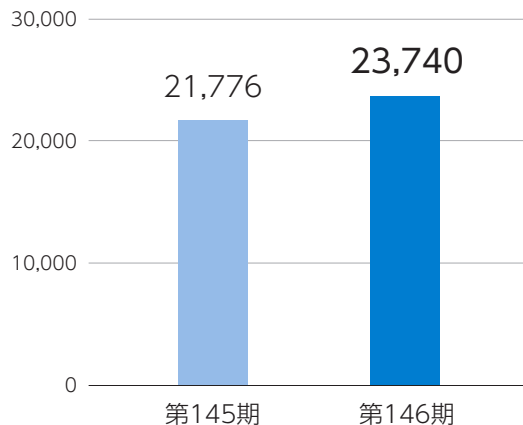
この結果、売上高は237億4千万円（前年同期比9.0%増）、営業利益は2億1千9百万円（前年同期比14.9%減）となりました。

売上高構成比率



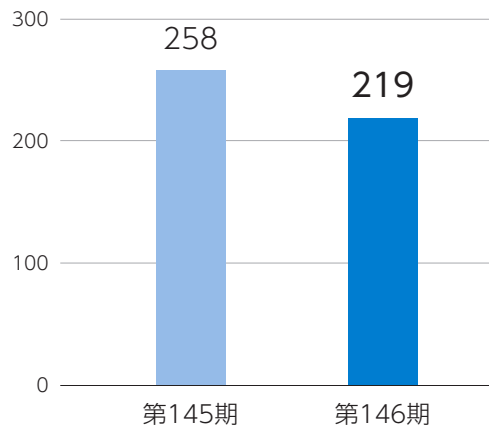
売上高

(百万円)



営業利益

(百万円)

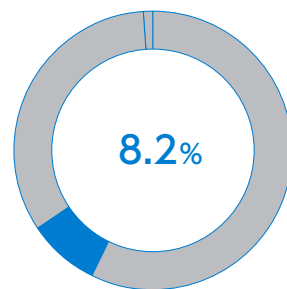


引布加工品

引布部門は、電気・電子分野向けの部材や一般ゴム引布の受注が好調に推移しましたが、製造コスト等の増加により増収減益となりました。加工品部門は、防衛関連製品の受注増加で増収となりましたが、舶用品関係において救命いかだ不具合事象の対応費用増加により、営業損失となりました。印刷材料部門は2024年3月期をもって事業撤退いたしました。

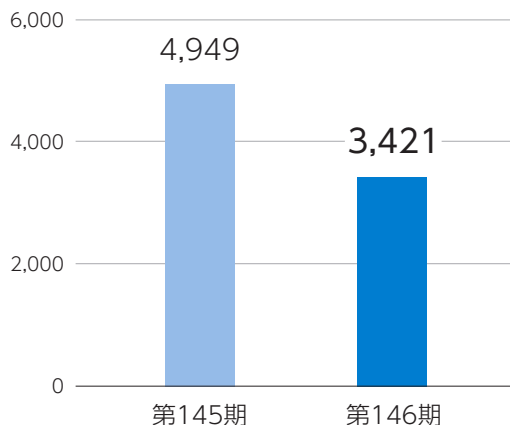
この結果、売上高は34億2千1百万円（前年同期比30.9%減）、営業損失は1億3千1百万円（前年同期は4千3百万円の損失）となりました。

売上高構成比率



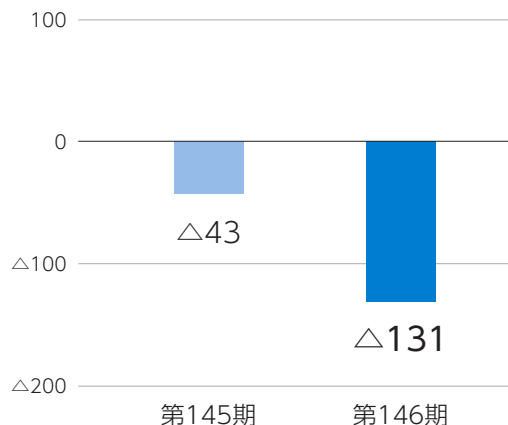
売上高

(百万円)



営業利益

(百万円)

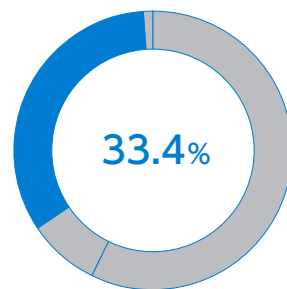


スポーツ用品

ゴルフ用カーボンシャフト部門は、米国モデル『VENTUS』、国内モデル『SPEEDER NX VIOLET』等の主力モデルが米国及び国内の男子・女子ツアーそれぞれで多くのプロゴルファーに使用されたことにより認知度が高まり、加えて積極的な宣伝広告と営業戦略が功を奏しグローバルで好調を継続しました。また2025年2月に五反田本社に併設のフィッティング直営店『フジクラゴルフクラブ相談室五反田店』をオープンしたことで、フジクラシャフトの魅力の訴求とエンドユーザへのPR効果も高まり、増収増益となりました。アウトドア用品部門は、市場全体での冬物商材の在庫消化が遅れたことにより春物商材の投入が進まず、減収減益となりました。

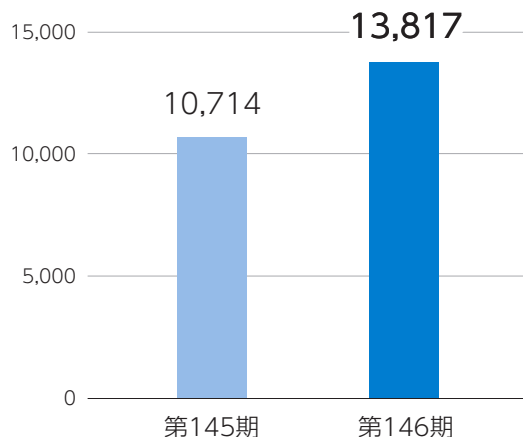
この結果、売上高は138億1千7百万円（前年同期比29.0%増）、営業利益は54億6千万円（前年同期比36.9%増）となりました。

売上高構成比率



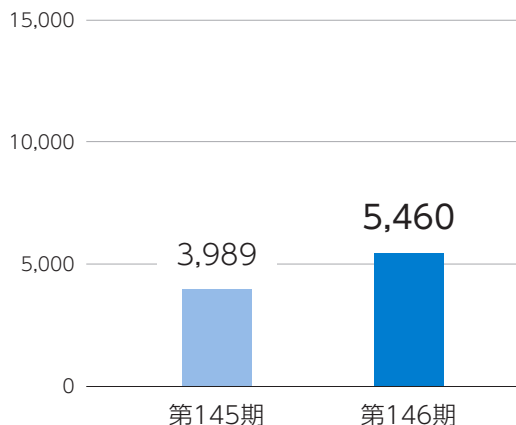
売上高

(百万円)



営業利益

(百万円)

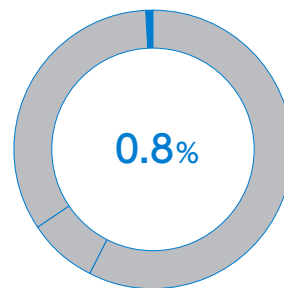


その他

運送部門は、産業用資材の輸送が増加しましたが、燃料費の高騰により、増収減益となりました。

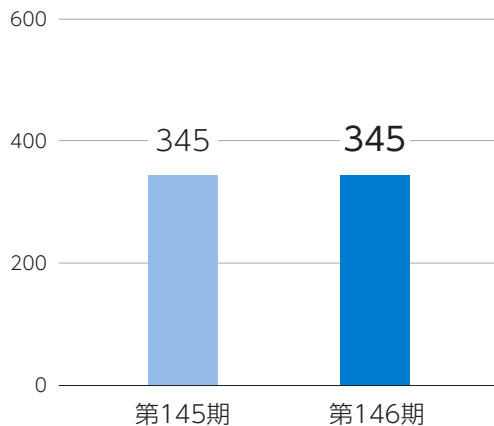
この結果、売上高は3億4千5百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は3千6百万円（前年同期比9.9%減）となりました。

売上高構成比率



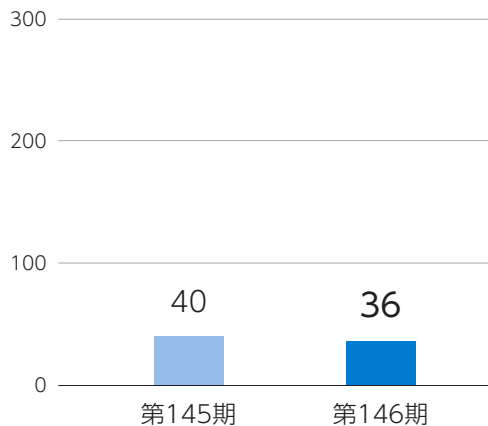
売上高

(百万円)



営業利益

(百万円)



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は31億8千2百万円で、主な設備の内容は次のとおりであります。

当社小高工場 再稼働に向けた改修工事

③ 資金調達の状況

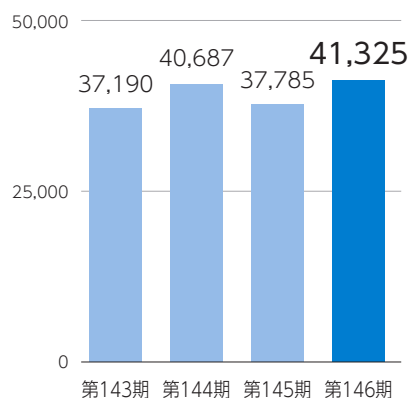
当社グループの主な資金需要は、原材料費、製造費、人件費、販売費及び一般管理費等の営業費用並びに固定資産等にかかる投資であり、主に自己資金により賄い、必要に応じ銀行借入等により対応しております。

また、自己株式取得のために調達した短期借入金（ブリッジローン）の返済資金として、2024年7月に株式会社三井住友銀行を幹事とするシンジケートローン契約（借入総額4,000百万円）を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

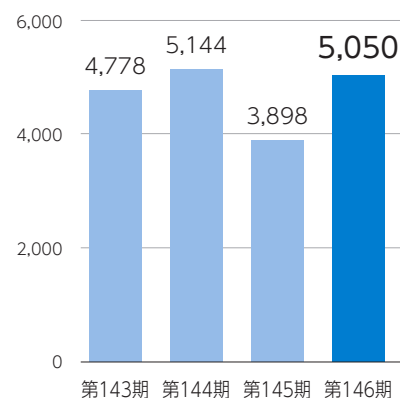
売上高

(百万円)



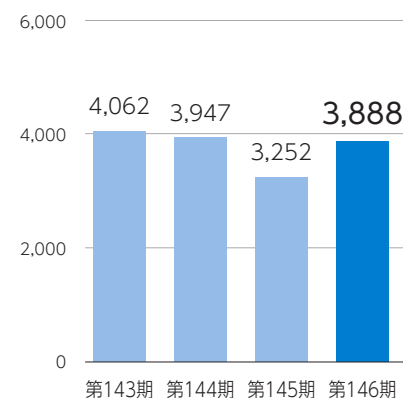
経常利益

(百万円)

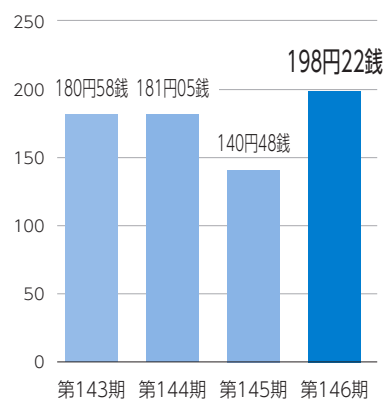


親会社株主に帰属する
当期純利益

(百万円)

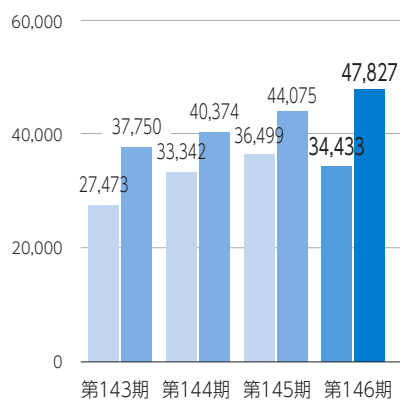


1株当たり当期純利益 (円)



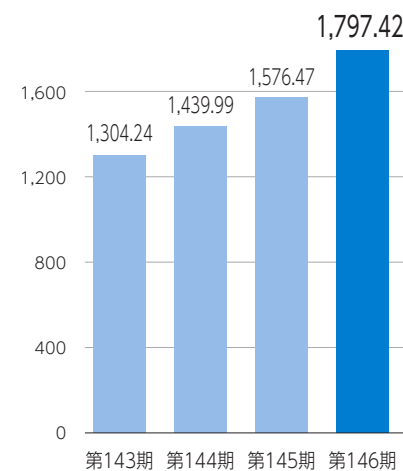
総資産 / 純資産

(百万円)



1株当たり純資産額

(円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社キャラバン	156百万円	100%	ア ウ ト ド ア 用 品 の 販 売
藤栄運輸株式会社	10百万円	100	運 送 事 業
Fujikura Composite America,Inc.	4,000千米ドル	100	ゴルフ用カーボンシャフトの販売
IER Fujikura,Inc.	3,800千米ドル	100	工業用ゴム製品の製造販売
FUJIKURA GRAPHICS,INC.	150千米ドル	100	印刷用ブランケットの販売
杭州藤倉橡膠有限公司	40,036千元	100	工業用ゴム製品の製造販売
安吉藤倉橡膠有限公司	96,370千元	100	工業用ゴム製品の製造販売
FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG,INC.	2,947千米ドル	100	産業用資材、引布加工品及びゴルフ用カーボンシャフトの製造

(注1) 表示単位未満を切捨てて表示しております。

(注2) FUJIKURA GRAPHICS,INC.につきましては、清算手続き中であります。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、多様なステークホルダーとの適切かつ継続的な協力関係の下で、豊かな社会の実現に向けて貢献していくことを経営理念、事業理念の中に謳い、当社グループの経済的及び社会的な企業価値を中長期にわたって安定的に向上させることをめざし、売上高営業利益率（連結）10%以上、自己資本比率（連結）60%以上、ROE（連結）10%以上を指標とさせていただきます。

そして、事業等のリスクの発現による経営戦略に対する悪影響を最小限に留めるため、当社グループでは、次のような課題に取り組んでまいります。

① PBR 1 倍超の達成

資本コストや株価を意識した経営の推進において、目標であるPBR 1 倍超を目指し、稼ぐ力の強化・新成長戦略・新株主還元方針・投資家とのコミュニケーション向上の各種施策を実行し、企業価値の最大化に取り組んでまいります。

② 事業の多様化

収益の源泉である事業を多様化し、収益構造を強化するため、当社は、次に掲げる対応をより一層加速して進めてまいります。

イ. 事業ポートフォリオの最適化を図り、資本コストを意識した経営により、当社グループ及び事業の収益力をより向上させ、収益基盤を確固たるものとします。

ロ. 長年培ってきた品質や技術の向上、生産方式の見直し等に積極的に取り組み、日本市場だけでなく世界市場での収益力をより強化してまいります。

③ 急速な技術革新への対応

2024年4月に先進技術戦略室を社長直轄として設置し、新規分野への投資として積極的に資金配分を実施・検討しております。事業ポートフォリオの変革に取り組み、将来のシナジー効果創出のためのM&Aや、スタートアップ・大学研究機関との提携などを幅広く検討しており、従来の技術開発機能に加えテーマ発掘、評価選定のための技術企画の機能を確立し、イノベーション創出により社会課題を解決してまいります。

④ 為替動向への対応

海外子会社貸付を外貨建てとする等、為替管理を強化し、為替の影響を緩和しております。

⑤ 原材料費の変動への対応

原料価格やエネルギーコストのみならず、人件費の高騰を加味した原材料費の変動により、当社グループの営業利益が低下する局面では、状況を見極めながら必要に応じて、購買及び生産体制の効率化によるコストダウン、売価への反映等の措置を講じ、変動の影響を緩和してまいります。

⑥ サステナビリティの推進

2024年4月にサステナビリティ統括室を社長直轄といたしました。企業活動が環境や社会に与える影響が益々増大する中、地球規模の環境破壊や温暖化、人権などの社会的問題への対応を強化してまいります。当社は「人々の安心を支え、社会の豊かさに貢献する企業であり続ける」ことを理念に掲げ、「くらし」「ものづくり」「エネルギー」「いのち」「レジャー」をはじめとする様々な分野で社会を支え、持続可能な社会の実現及び持続的な企業価値の向上を目指すことを「基本方針」とし、サステナビリティの更なる推進を図ってまいります。

イ. 気候変動対応

気候変動がもたらす事業への影響・脅威等のリスクを特定し、管理することで、全社リスクマネジメントプロセスにも連携してまいります。

ロ. 人的資本

従業員及びその家族が、安心して働ける企業を目指します。その実現のため人材育成施策の刷新、社内環境整備など、健全な事業経営、品質向上、人権尊重及び健康経営を推進します。

⑦ デジタルトランスフォーメーション（DX）への対応

当社グループは働き方改革、生産性向上・業務の変革を目的とした業務改革推進プロジェクトを設置し、デジタルトランスフォーメーション（DX）等への投資を積極的に進めております。

⑧ その他

当社グループは、その他として以下の課題を掲げ取り組んでまいります。

イ. グループ全社の内部統制を推進します。

ロ. データヘルス・健康経営を進めるためのコラボヘルスを推進します。

ハ. 多様な価値観を有する社員それぞれが、自らの能力を発揮できる企業を目指します。

ニ. 女性がいきいきと働き続けられ、また活躍できる環境及び機会を整備します。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社17社、関連会社1社で構成され、主に産業用資材、引布加工品及びスポーツ用品の製造販売での事業展開をしています。

- ① 産業用資材 当社、連結子会社杭州藤倉橡膠有限公司、連結子会社安吉藤倉橡膠有限公司、連結子会社 IER Fujikura,Inc. 及び連結子会社 FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG,INC.が製造販売しております。また、製造工程の一部については、非連結子会社2社が担っております。当社グループの製品の一部は、非連結子会社1社を通じて販売しております。
- ② 引布加工品 製造工程の一部については、連結子会社FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG,INC.及び非連結子会社1社が担っております。
- ③ スポーツ用品 ゴルフ用カーボンシャフトについては、当社及び非連結子会社1社で販売しております。また、海外においては連結子会社FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG,INC.にて一部を製造し、連結子会社Fujikura Composite America,Inc. が販売しております。アウトドア用品については、連結子会社株式会社キャラバンで仕入販売しております。
- ④ その他 物流部門において製品等の輸送及び保管については、主として連結子会社藤栄運輸株式会社及び非連結子会社1社が行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

- ① 本社 東京都品川区西五反田八丁目4番13号 五反田JPビルディング
- ② 支店 大阪支店 (大阪市北区)
- ③ 工場 岩槻工場 (さいたま市岩槻区)
加須工場 (埼玉県加須市)
原町工場 (福島県南相馬市)
小高工場 (福島県南相馬市)
- ④ 営業所 名古屋営業所 (名古屋市中区)
勝田営業所 (茨城県ひたちなか市)
- ⑤ 子会社 株式会社キャラバン (東京都豊島区)
藤栄運輸株式会社 (さいたま市岩槻区)
Fujikura Composite America, Inc. (米国・カリフォルニア州)
IER Fujikura, Inc. (米国・オハイオ州)
FUJIKURA GRAPHICS, INC. (米国・ニュージャージー州)
杭州藤倉橡膠有限公司 (中国・浙江省)
安吉藤倉橡膠有限公司 (中国・浙江省)
FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC. (ベトナム・ハイフォン市)

(注1) ⑤につきましては、連結子会社のみの記載となっております。

(注2) ⑤につきましては、FUJIKURA GRAPHICS, INC.は、清算手続き中であります。

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
産業用資材	1,682 (242) 名	24名減 (18名増)
引布加工品	127 (8)	22名減 (3名減)
スポーツ用品	431 (33)	51名増 (5名減)
その他	42 (2)	2名増 (1名減)
全社共通	33 (5)	1名増 (－)
合計	2,315 (290)	8名増 (9名増)

(注)使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
759 (241) 名	7名減 (13名減)	41.6歳	14.9年

(注)使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	3,600百万円

(注)上記の借入は株式会社三井住友銀行を幹事とするシンジケートローンです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。当社の主要株主である筆頭株主の株式会社フジクラより、その保有する当社株式の一部(3,163,800株)を売却した旨の連絡を受けており、これにより、株式会社フジクラは、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないことになりました。なお、資金につきましては、金融機関から5,000百万円の借入を実行しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 90,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 23,446,209株 |
| ③ 株主数 | 18,394名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	24,518百株	12.6%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	13,729	7.1
株式会社フジクラ	10,000	5.1
藤倉化成株式会社	5,698	2.9
藤倉航装株式会社	5,152	2.6
藤倉コンポジット従業員持株会	4,691	2.4
三井住友信託銀行株式会社	4,180	2.1
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,007	2.1
MSIP CLIENT SECURITIES	2,967	1.5
RE FUND 107-CLIENT AC	2,902	1.5

（注1）持株数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

（注2）当社は、自己株式を4,000,036株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式288,780株は含めておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- イ. 2024年5月13日に、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社フジクラより、その保有する当社株式の一部（3,163,800株）を売却した旨の連絡を受けており、これにより、株式会社フジクラは、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないことになりました。
- ロ. 当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。取得した自己株式は4,000,000株であります。

(2) 新株予約権等の状況

新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	も り た け ん じ 森 田 健 司	—
取 締 役 常 務 執 行 役 員	た か は し ひ で た か 高 橋 秀 剛	管理本部統括 内部統制室長 サステナビリティ統括室長 情報セキュリティ推進室長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	か な い こ う いち 金 井 浩 一	—
取 締 役 執 行 役 員	ゆ げ ち か し 弓 削 千 賀 志	製造技術統括
取 締 役 執 行 役 員	わ た な べ た か ふみ 渡 邊 貴 史	事業部統括 ACP事業部長 株式会社キャラバン代表取締役社長
取 締 役 執 行 役 員	ひ ぐ ち あ き やす 樋 口 昭 康	経営企画室長
社 外 取 締 役	な が は ま よ う いち 長 浜 洋 一	藤倉化成株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	さ さ き あ き ら 佐々木 聡	プライムコンサルティング株式会社代表取締役
取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	う え ま つ か つ お 植 松 克 夫	—
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	ほ そ い か ず あ き 細 井 和 昭	細井会計事務所公認会計士・税理士
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	た な か ぎ ょ う こ 田 中 響 子	阿部・田中法律事務所弁護士
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	つ る み ま り こ 鶴 見 真 利 子	鶴見真利子公認会計士事務所公認会計士 株式会社カーセブンデジフィールド社外監査役 ユーソー株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社エーアンドエーマテリアル社外監査役

（注１）取締役長浜洋一、取締役佐々木聡、取締役細井和昭、取締役田中響子及び取締役鶴見真利子の各氏は、社外取締役であります。

（注２）取締役長浜洋一、取締役佐々木聡、取締役細井和昭、取締役田中響子及び取締役鶴見真利子の各氏を、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

（注３）監査等委員細井和昭氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の

知見を有しております。

- (注4) 監査等委員田中響子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
- (注5) 監査等委員鶴見真利子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注6) 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、植松克夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現在、当社と責任限定契約を締結しております取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）はおりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び当該従業員であり、その保険料の全額を当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者がその業務執行に起因して法律上負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。

なお、当該保険契約は、役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにする措置のため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填されず、被保険者である役員等の自己負担としております。

(4) 当該事業年度に係る取締役の報酬等

① 金銭報酬等の額又はその算定方法の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第144回定時株主総会において定額部分として年額300百万円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内）、業績連動部分として220百万円以内と決議されています（ただし、使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は2名）、終結後7名（うち社外取締役は2名）です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第144回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結後の監査等委員である取締役は3名でした。

当社では、2024年3月27日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬の決定方針を変更しており、その概要は以下のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）については、職位に応じた固定報酬を中心としつつ、取締役の業績に対する意識の向上を目的として、連結当期純利益を指標として算出する業績連動報酬を設けており、業績連動報酬は前年度の連結当期純利益の一定割合（全ての取締役に共通の係数を乗じ、さらに対象となる取締役の職位に基づく係数の総和を乗じたもの）を総額として、取締役の職位に基づき配分しております。当社は、業績連動報酬の40％を株式取得目的の報酬として位置づけ、原則として株式累積投資に拠出して当社の株式を取得するために充てることとしており、投資家と株式価値の向上について一体感を保つためのインセンティブを与えております。なお、社外取締役については、独立性を重視することから、固定報酬のみとしております。当社は、役員の賞与および退職慰労金制度を廃止して年度報酬のみとし、年度支給額を12分割し毎月支給しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬の決定については、株主総会において決定された報酬の限度額の範囲内で、取締役会が、任意の諮問機関である指名報酬諮問委員会（構成員の過半数は社外取締役）の意見を徴することを条件に、当社代表取締役社長執行役員に委任することとしており、代表取締役社長執行役員は個人別の報酬原案を作成し、指名報酬諮問委員会の答申を経て、個人別報酬を決定することとしております。

② 非金銭報酬等の内容及びその額もしくは数又は算定方法の決定方針

非金銭報酬はありません。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役会は、指名報酬諮問委員会の意見を徴することを条件に、取締役の個人別報酬の決定を、会社全体の業績・状況を俯瞰する立場にある代表取締役社長執行役員森田健司氏に委任しており、同氏は株主総会において決定された報酬の限度額の範囲内で個人別の報酬原案を作成し、指名報酬諮問委員会の答申の結果を踏まえて、個人別報酬を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

【ご参考】『取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針』について

2025年5月12日開催の取締役会において、第146回定時株主総会にお諮りしている第4号議案の承認可決を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針の内容を変更することを決議しております。変更後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

① 金銭報酬等及び非金銭報酬等の内容及びその額もしくは数又は算定方法の決定方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬は、役位ごとに定めた固定報酬及び業績連動報酬を金銭で支給する。これらに加え、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式交付信託を利用した株式報酬を支給する。業績連動報酬は、最終利益に対する取締役の意識の向上を目的として前年度の連結当期純利益を指標として算出する。前年度の連結当期純利益に対して、全ての取締役に共通する固定係数0.03を乗じ、更に支給の対象となる取締役の役位ごとに定めた役位係数を乗じ、報酬額を決定する。

株式報酬は、株式交付信託を利用し、株主総会において決定された内容及び別途取締役会において定める株式交付規程に基づき、原則として当社が金銭を拠出することにより設定する信託が、当社株式を取得し、当社が対象取締役の役位に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、当該信託を通じて対象取締役に交付する。

② 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

固定報酬・業績連動報酬・株式報酬の割合は、役位・業績等により変動するが、連結当期純利益38億円の場合、固定報酬割合60～70%、変動報酬（業績連動報酬および株式報酬）割合40～30%を目安とする。変動報酬の内訳は、業績連動報酬額の45%を株式報酬の目安とする。

当社の社外取締役の報酬は、独立性を重視することから、固定報酬のみを支給する。

③ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

報酬の支給時期については、金銭報酬（固定報酬および業績連動報酬）については、報酬の年間支給額を12分割して、これを毎月支給する。非金銭報酬（株式報酬）は、対象となる取締役の在任時に役位等に応じたポイントを付与し、当該ポイントの数に応じた株式を、原則として退任時に交付する。

④ 取締役の個人別報酬の決定の委任に関する事項

取締役の個人別報酬の決定にあたっては、株主総会において決定された報酬の限度額の範囲内で、取締役会が、任意の諮問機関である指名報酬諮問委員会の意見を徴することを条件に、当社代表取締役社長執行役員に個人別報酬額の決定を委任するものとする。な

お、指名報酬諮問委員会はその過半数を社外取締役で構成し、委員長は社外取締役とする。

委任をする場合、代表取締役社長執行役員は、個人別報酬の原案を作成し、指名報酬諮問委員会の答申を経た上で、個人別報酬を決定する。

④ 取締役及び監査等委員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	212 (18)	132 (18)	80 (―)	― (―)	8 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	41 (24)	41 (24)	― (―)	― (―)	4 (3)

(注1) 表示単位未満を切捨てて表示しております。

(注2) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注3) 当事業年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）であります。

(注4) 第145回定時株主総会終了後の業績連動報酬の算定に用いた第145期連結当期純利益の実績は3,252百万円です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- イ. 社外取締役長浜洋一氏は、藤倉化成株式会社の社外取締役であります。当社と藤倉化成株式会社の間には製品売買等の取引関係がありますが、その金額は僅少です。
- ロ. 社外取締役佐々木聡氏は、プライムコンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には人事教育に関するコンサルティング契約を締結しており、その金額は1百万円未満であります。
- ハ. 社外取締役（監査等委員）細井和昭氏は、細井会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 二. 社外取締役（監査等委員）田中響子氏は、阿部・田中法律事務所の共同経営弁護士であります。当社と兼職先との間には顧問契約等があり、その金額は2百万円であります。
- ホ. 社外取締役（監査等委員）鶴見真利子氏は、鶴見真利子公認会計士事務所の代表であります。また、株式会社カーセブンデジフィールドの社外監査役、ユーソナー株式会社の

社外取締役（監査等委員）及び株式会社エーアンドエーマテリアルの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
社外取締役 (在任期間：5年10か月)	ながはま よういち 長浜 洋一	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、議案審議等につき、経営者であった経験豊富な観点から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (在任期間：8年)	さ さ き あきら 佐々木 聡	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、議案審議等につき、コンサルタントとしての経験と幅広い見識から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役監査等委員 (在任期間：2年)	ほ そ い かずあき 細井 和昭	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、議案審議等につき、必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員会18回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役監査等委員 (在任期間：2年)	た な か きょうこ 田中 響子	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、議案審議等につき、必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員会18回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役監査等委員 (在任期間：1年)	つ る み ま り こ 鶴見 真利子	社外取締役監査等委員就任後に開催された当事業年度の取締役会14回全てに出席し、議案審議等につき、必要な発言を適宜行っております。 また、就任後に開催された当事業年度の監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

イ. 社外取締役長浜洋一氏は、実践的な視点から当社の経営全般に助言し、当社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化を通じ、企業価値の向上に寄与していただけると期待して選任しました。当事業年度の取締役会においては経営者としての豊富な経験と実績、幅広い見識を有した発言を適宜行っております。

ロ. 社外取締役佐々木聡氏は、豊富な教育経験及び幅広い見識等を有しており、健全かつ効率的な経営の推進について指導することと期待して選任いたしました。当社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化を通じて企業価値の向上に寄与し、当事業年度の取締役会においてはコンサルタントとしての経験と幅広い見識から必要な発言を適宜行っております。

ハ. 社外取締役細井和昭氏は、財務および会計に関する相当程度の知見があるため、当社のコーポレートガバナンスに寄与していただけると期待して選任しました。当事業年度の取

締役会においては公認会計士・税理士としての経験と幅広い見識から必要な発言を適宜行っております。

二. 社外取締役田中響子氏は、企業法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見があるため、当社のコーポレートガバナンスに寄与していただけると期待して選任いたしました。当事業年度の取締役会においては弁護士としての経験と幅広い見識から必要な発言を適宜行っております。

ホ. 社外取締役鶴見真利子氏は、財務および会計に関する相当程度の知見があるため、当社のコーポレートガバナンスに寄与していただけると期待して選任しました。当事業年度の取締役会においては公認会計士としての経験と幅広い見識から必要な発言を適宜行っております。

ハ. 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 社外役員及び独立役員の選定基準の概要

当社における社外役員及び独立役員の選定基準の概要については、以下のとおりであります。

(社外役員選定基準)

以下のイ～ハすべてに該当する場合を社外役員の適格者とする。

イ. 企業経営、または会計監査など専門的分野において、広い見識と十分な経験を有している。

ロ. 当社の業務を理解し、当社の意思決定や業務執行に関する客観的かつ経験に根差したご意見をいただける。

ハ. 親会社等の取締役、執行役等会社法における社外役員欠格者でない。

(独立役員選定基準)

東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める以下の基準に該当する場合を独立役員の適格者とする。

イ. 当社の社外役員としての要件を満たしている。

ロ. 議決権10%以上（含間接保有）を保有している大株主（当該会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員を含む）でない。

ハ. 重要な取引関係（当社連結売上高の2%以上の取引が当社及び当社子会社との間にある場合をいう）のある企業の業務執行取締役、執行役、執行役員でない。

二. 主要借入先の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員でない。

ホ. 役員報酬以外に当社から多額（年額100万円以上）の報酬を得ている公認会計士、税

理士、弁護士、コンサルタントまたは監査法人、税理士法人、法律事務所等（社員、パートナー、従業員等を含む）でない。

- へ. ロ～ホの基準に該当する者の子会社、関連会社、親会社の大株主、それらの取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員やその近親者（配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族）でない。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 39百万円
- ・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計 39百万円

(注1) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行の状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別していないため、上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、監査等委員の全員の同意により、その会計監査人の解任の決定を行うものとしております。また、会計監査人の継続監査年数を考慮して、監査等委員会の決議により、その会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する決定を行うものとしております。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が、2023年12月26日付で発表した処分の内容の概要

① 処分の対象者 太陽有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3か月

(2024年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の海外子会社の計算書類監査の状況は以下のとおりです。

子 会 社	国 名	監 査 法 人 名
Fujikura Composite America, Inc.	米 国	Crowe LLP
IER Fujikura, Inc.	米 国	BOBER,MARKEY,FEDOROVICH
杭州藤倉橡膠有限公司	中 国	浙江韋寧會計師事務所有限公司
安吉藤倉橡膠有限公司	中 国	浙江韋寧會計師事務所有限公司
FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG,INC.	ベトナム	Grant Thornton (Vietnam) Limited

5. コーポレート・ガバナンスに関する状況

(1) 子会社における不適切な会計処理について

過年度において判明した、当社連結子会社である杭州藤倉橡膠有限公司及び安吉藤倉橡膠有限公司での不適切な会計処理につきましては、内部統制の実効性の確保、ガバナンス体制の再構築、そしてコンプライアンスの徹底等の対策を講じ、健全な組織風土・企業文化の維持向上に努めてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

① コーポレート・ガバナンスについての基本的な考え方

多様な価値観を有するステークホルダーとの適切、かつ継続的な協力関係のもとで、中長期にわたって企業を存続させ、価値を持続的に向上させていく上でのコーポレート・ガバナンスの重要性については、当社においても認識しており、当社及び当社子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、経営理念、事業理念、定款、「FUJIKURA COMPOSITESコーポレート・ガバナンス方針」、C S R・コンプライアンスについての行動規範である「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」を柱として、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、公正で健全な経営、適正・迅速な意思決定と事業の運営、ステークホルダーとの良好な関係、法令順守を進めてまいりました。引き続き、当社グループの規模と性質に適した迅速な意思決定、取締役会から権限を移譲された業務執行者によるきめ細かな業務執行、事業の別や取締役・監査役といった職務の枠にとらわれない幅広い観点からの業務状況の把握と監督、一層の経営資源の有効活用といった形で経営の効率性、透明性を高めております。

② 株主の権利・平等性の確保

企業価値の向上に向けて、持続可能な形でコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため、当社は、取締役会・業務執行取締役・社外取締役、監査等委員会・監査等委員が、能動的かつ有機的な連携を取りつつ、法令、定款、株主総会によりそれぞれに与えられた役割や責務を遂行できる体制を構築して、高度に専門的な経営判断を機動的に行うことを可能とするとともに、株主の皆様が、投資、当社との対話、権利行使に必要な情報の提供や施策を行います。

③ 資本政策

当社グループは、経営環境の変化に備えるために資本を充実させるのみならず、企業価値の安定的かつ着実な成長のために必要な投資を着実に行って有効利用を図ることを資本政策の基本としており、当面の目標を、株主の皆様を始めとしたステークホルダーにわかりやすい経営指標（例：自己資本比率、ROE、売上高営業利益率）により開示しており

ます。

また、株主の皆様への利益還元については、主として、中長期における事業の持続的な成長を支えるための原資として内部留保を確保した上で、配当性向、総還元性向などを勘案しながら安定配当することを基本方針としておりましたが、株主の皆様への利益還元をさらに充実させる観点から、改めて2024年3月期から株主還元方針を以下のとおり定めております。

イ. 株主資本配当率

株主資本配当率（DOE）4.0%以上を目途とし配当を実施します。安定的・継続的な配当という観点から一株当たり年間配当額は45円を下限とします。

ロ. 配当

中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行います。

ハ. 自己株式取得

自己株式の取得については、市場環境や資本効率等を勘案し、適切な時期に機動的に実施いたします。

二. 株主優待

日頃よりご支援・ご理解賜っております株主の皆様への感謝の気持ちを込めて、引き続き株主優待制度を実施してまいります。現在当社はゴルフシャフトのリシャフト及びアウトドア用品をそれぞれ優待販売しております。また、500株以上を3年以上保有の株主様を対象に、長期保有優待制度を実施しております。

④ 政策保有株式として上場株式を保有する場合の保有及び議決権行使等の方針

当社は、企業間の連携が企業価値向上に必要と考える場合に限り、上場株式を政策的に保有することがあります。その場合は、当該政策保有株式の保有の適否を個別に精査し、経済合理性の上から保有が適切でないと判断する場合は当該政策保有株式の縮減を検討します。

ただし、株式の保有目的が経済合理性による評価に適さない場合は、他の適切な観点で判断することがあります。

印刷材料部門の事業撤退に伴い、2025年3月に経済合理性の上から保有が適切でないと判断した3社の株式を売却いたしました。

また、議決権の行使については、当該株式の保有目的、当該企業を取り巻く環境、株式保有のリスクとリターンと当該会社提案の内容を勘案し、当社グループの企業価値向上に資するかどうかを基準に賛否を検討します。

当社の株式を保有している他社から当社株式の売却等の意向を示された場合には、売却

等を妨げることはありません。

- ⑤ 買収防衛策の導入、公開買付けへの対応、増資等株主の皆様の利益に関わる株式政策・資本政策に対する方針

当社は、当社グループの企業価値の持続的な成長が株主の皆様共通の利益であるという観点から、施策の必要性・妥当性に関して十分に検討し、実施する場合は、当社の判断を株主の皆様へ説明して理解を求めながら、適正な手続きを踏んで実施いたします。

- ⑥ 関連当事者間等の取引に関する方針

当社においては、期末日現在で各役員に確認し、該当があれば、4月度取締役会で取引を報告します。また、予定がある場合は、特別な利害関係にある取締役を除いた取締役会において、予め承認を得て、取引を行います。

- ⑦ 株主・投資家との建設的な対話に関する方針

対話の目的と効果を考慮したうえで、当社の経営に精通した代表取締役、管理本部統括等経営幹部が中心となり、IR、広報、経理等の機能を持つ管理本部や対話に必要な情報を有する部門と連携して、インサイダー情報の漏洩防止に配慮しながら、スモールミーティング等を通じて、当社の事業内容、戦略、業績、資本効率、事業ポートフォリオ、設備・研究開発・人材等への投資、事業計画などについて対話を進めます。

当社では、半期ごとに作成される株主名簿で株主構造を把握するほか、定時株主総会決議通知と中間配当通知に同封する株主アンケートハガキにより、株主属性、保有方針、意見等の収集に努めています。

対話及び調査を通じて把握した株主の皆様からのご意見や株主構成は、必要に応じて、管理本部統括により、取締役会、経営会議、他の経営幹部等に共有されます。

インサイダー情報は、社内規程により管理方法が明確に定められており、これを順守することで、不用意な開示を防いでいます。

- ⑧ 情報開示に関する方針

当社においては、株主や投資家が、中長期における当社グループの企業価値の向上に向けて、当社との対話や権利行使を行う場合に必要な事項を開示するとともにステークホルダーに対し広く必要な情報を開示するという観点から、事業内容、経営の基本方針、経営戦略、経営成績等の財務情報、資本政策、配当政策、リスクに係る情報などの基本的な当社及び当社グループの情報、取締役会における決議事項等株主の皆様共通の利益に関する情報、取締役・監査等委員である取締役候補者の指名や報酬決定方針などの情報、環境問題やCSRへの取組に関する情報などを、株主総会招集通知・決算短信・有価証券報告書・適時開示資料、当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンス報告書等に記載して開

示します。

開示にあたっては、ディスクロージャーポリシーを順守し、適時、適法な開示に留意します。

⑨ 体制の概要

当社は、当社グループの意思決定と業務執行の効率性と透明性、公正性のバランスを考慮して、当社または他社における経営・事業・技術に関する十分な見識と経験を有する任期1年最大11名（現在は8名）の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に社外取締役2名を配し、また、監査等委員である社外取締役が過半数を占める監査等委員会と合わせて、客観性に配慮した体制を採用しております。

また、取締役会が重要な問題に集中できるように、日常的な業務の執行に関する意思決定を業務執行取締役等主要な経営幹部に常勤監査等委員を加えたメンバーにより構成される経営会議に委任しております。

⑩ 取締役候補者・監査等委員である取締役候補者、役付取締役の指名

当社は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の委員会である指名報酬諮問委員会を設置しております。取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の報酬の方針、報酬体系、業績連動の仕組みや、取締役の評価・人選等について、独立社外取締役の適切な助言と関与を期待しております。独立役員については、法令、東京証券取引所、当社において定める社外性基準・独立性基準を満たす場合に指名できることとします。経営陣幹部の業務執行において、法令、定款等により定められた義務・付託に対し違反または懈怠があった場合、独立役員に対する諮問により透明性、客観性を確保しつつ業務執行の継続の可否、報酬面での対応の是非を検討します。

⑪ 役員報酬

当社では、業務執行取締役については、職位に応じた固定報酬を中心としつつ、取締役の業績に対する意識の向上を目的として、業績連動報酬を設けており、連結経常利益の一定割合を総額として、社外取締役を除く取締役の職位に基づき配分しております。業績連動報酬の40%を株式取得目的の報酬として位置づけ、原則として「役員るいとう」に拠出して当社の株式を取得するために充てることとしており、投資家と株式価値の向上について一体感を保つためのインセンティブを与えております。

ただし、社外取締役については、独立性を重視することから、固定報酬のみとしております。

⑫ 取締役会・監査等委員会の実効性をさらに高めるための取組み

当社では、取締役会・監査等委員会の実効性をさらに高めるため、事務局（管理部門）

を中心として、社外取締役への支援、コンプライアンス知識に関する研鑽機会の提供、会議運営の改善にあたり、コーポレート・ガバナンス機能の向上を図っております。

また、より実効性の高いコーポレート・ガバナンスを目指して、取締役会の実効性評価を行っております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務が効率的に行われることを確保するための体制及び職務の執行に係る事項の報告に関する体制

本項における体制は、以下のとおりとなっております。

イ. 効率的な事業体制

a.業務執行にあたっては、グループ会社管理規程に基づいて、予め定められた職務権限及び妥当な意思決定ルールによって各部門（グループ会社を含む。以下、同じ。）の責任者に権限を委譲し、各責任者は経営の方針及び計画等に従って事業計画を策定し、その権限に基づいて実施します。

b.業務執行にあたって生じる設備投資・要員の異動については、取締役会で決定した基本方針に基づいて、常勤取締役と主要責任者が構成する経営会議において、全社的な観点から詳細かつ十分に検討して決定します。

c.目標を明確にし、効率のよい事業運営を行うため、予算管理規程に基づき全社及び各部門の年度予算を定め、それに基づいた業績管理を徹底しており、事業ヒアリング（四半期）、経営会議（月次）等を通じて、常時、状況を把握し、必要な修正を加えます。

ロ. 妥当性、透明性、公正性を確保しつつ、意思決定における積極的なリスクテイクと効率的で適正な業務執行を可能とする体制

a.取締役会等における付議事項（決議事項及び報告事項）、職務権限と業務分掌の明確化を行います。

b.業務執行取締役の業績評価、報酬決定、候補指名など特に妥当性、透明性、公正性に配慮する必要がある事項の決定に際しては、指名報酬諮問委員会へ諮問、協議します。

c.取締役会の実効性について定期的な評価を行います。

d.社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、適切な職務執行に必要な体制を整備し、支援を行います。

- ② 資産の保全が適正に行われるための体制

資産の取得、使用及び処分は、当社グループの社内規程に定める手続の下に実施します。また、適切なリスク管理によって、顕在化した、または予見される損失に対して、資産への影響を限定します。

- ③ 情報の保存及び管理に関する体制

業務情報、財務情報、取締役の職務執行に係る情報（電子情報を含む。）等の保存及び管理は、当社グループの社内規程により定められた方法で行います。

④ 当社グループの損失の危険の管理に係る体制

当社グループでは、事業リスク、災害リスク、品質・環境リスク、安全衛生リスク、コンプライアンスリスクなどリスクの種類に応じた管掌部門及び専門委員会がリスクを内包する部門と協力してリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証を行うほか、当社グループ全体に係る特に重要なリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証をリスクマネジメント委員会の管理下において、リスク管理を当社グループ横断的かつ統合的に行います。

⑤ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下、「コンプライアンス体制」）は以下のとおりとします。

イ. 「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」

当社グループにおける法令及び社会倫理の順守の柱として「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」を制定し、これを全役職員が順守することとしており、これを基礎としてコンプライアンス体制を構築します。

ロ. コンプライアンス推進委員会

取締役を委員長とするコンプライアンス推進委員会を置き、「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」に基づいて、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握、コンプライアンス上のリスクの分析・評価、再発防止策の立案にあたります。

ハ. 複線的な内部通報経路

内部通報制度により複線的な情報伝達経路を定めており、外部の弁護士事務所の他、社内においては代表取締役、監査等委員、管理本部統括、コンプライアンス推進委員長、人事総務部長、労働組合委員長、各事業所を管掌する人事担当チームの責任者のいずれかから通報者の意思により選択し、職制を経由しない直接的情報伝達が可能となっております。

二. モニタリング

当社内部監査室及び中国子会社2社の内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の整備・運用の状況を監査して内部統制の有効性を評価し、必要に応じて是正を要求するとともに、是正処置による有効性の回復を確認します。

⑥ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制は以下のとおりとします。

イ. 企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について」等内部統制の実施基準に定めるところに沿って体制を整備します。

ロ. 財務報告の適正性を確保するために実施する基準の詳細は別に定めます。

⑦ 監査等委員会による監査の実効性の確保

監査等委員会による監査の実効性を確保するための体制は以下のとおりとします。

イ. 監査等委員会を補助する使用人に関する体制

監査等委員会は管理本部の所属員に監査等委員会の事務を補助させることができる。またこれとは別にその職務の執行に必要な場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立して監査等委員会の指揮下で監査業務の補助を行うための補助者を要請できるものとします。

監査等委員会が補助者を要請した場合、当社は当該監査等委員会と協議の上、補助者となる外部専門家・従業員等の人選、契約条件・監査等委員会を補助している間の補助者の処遇等を決定します。

ロ. 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

補助者の選任・解任・処遇の変更等は、補助者を要請した監査等委員会と協議の上、決定します。

ハ. イ. の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

選任された補助者は、要請した監査等委員会の直接の指揮下におき、その指示によりその職務を行います。

二. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びグループ会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人（子会社の取締役及び監査役並びに使用人を含む。）から、事業に影響する重要事項について報告を受けるほか、取締役及び使用人に必要な事項について報告を求めることができます。また、内部通報規程では、通報内容と調査結果の監査等委員会への報告が規定されているほか、窓口として、使用人等から直接情報の提供を受け、自ら調査し、取締役会規程に基づき、取締役会等へ報告、是正処置を勧告することができる体制となっ

ています。

ホ. 内部通報者及び内部通報を理由に不利益な取り扱いを受けた者が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

社規「内部通報規程」の通報者保護に準じて取り扱います。

ハ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社においては、監査等委員の請求に基づき、費用及び債務の全額を負担します。

ト. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行うほか、部門の責任者等に直接ヒアリングを行うなど、監査の強化を図ります。

また、会計監査人、内部監査部門、その他外部の専門家と連携して情報の収集と監査内容の充実に努めます。なお2024年5月24日の取締役会において内部統制に関する基本方針の内容を、監査等委員会が内部監査室に指揮命令を行う体制に変更することを決定いたしました。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、自らの企業価値を守り、当社の社会的責任を果たす観点から反社会的勢力との関係遮断を「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」に規定し、これを記載した「マナー＆ルールBook」をもって役員・社員への啓蒙を図るとともに、広く人事総務部を対応統括部署として、地域の警察と連絡を取りながら、従業員への研修、契約書への反社会的勢力排除条項の追加等、被害予防体制の強化を進めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループでは、取締役会が定める内部統制の基本方針の下、次のように業務の適正を確保しております。

- ① 当社グループでは、法令、定款、当社グループにおける法令順守の柱である「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」を始めとする社内規程に則し、定期的開催される取締役会の監督の下、効率的、かつ、適正に業務を進めており、業務は、複線的な経路を有する内部通報制度と複数の取締役を中心に構成され、四半期ごとに開催されるコンプライアンス推進委員会により適法性、妥当性が監視されております。これに加えて、監査等委員会、内部監査室、会計監査人の監査が定期的に行われております。
- ② 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部統制室を置いて、当社グループ全体にわたって重要な内部統制プロセスを監視し、不備があれば速やかに是正しております。内部監査室及び会計監査人は、内部統制の整備と運用についての監査を毎

年行っております。

- ③ 当社グループでは、コンプライアンスと内部統制について、役員及び専門部署が、期初朝礼、グループ全体キックオフ、階層別研修及び役員就任時などの機会を捉えて定期的に重要性の周知と持続的な順守へ向けた意識の強化に努めております。
- ④ 当社グループでは、内部統制の基本方針に基づき、監査等委員会による監査の実効性を確保するために、必要な支援を行っております。

以上

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	29,973	流 動 負 債	7,924
現金及び預金	10,877	買掛金	1,863
受取手形及び売掛金	7,384	電子記録債務	1,195
電子記録債権	3,273	短期借入金	800
商品及び製品	4,077	未払法人税等	267
仕掛品	2,857	賞与引当金	556
原材料及び貯蔵品	968	事業撤退損失引当金	15
その他	567	製品自主回収関連損失引当金	252
貸倒引当金	△32	資産除去債務	60
		その他	2,913
固 定 資 産	17,854	固 定 負 債	5,469
有形固定資産	13,945	長期借入金	2,800
建物及び構築物	4,791	リース債務	450
機械装置及び運搬具	2,903	繰延税金負債	605
土地	3,066	環境対策引当金	9
建設仮勘定	2,149	製品自主回収関連損失引当金	201
その他	1,033	株式給付引当金	201
		退職給付に係る負債	726
無形固定資産	307	資産除去債務	424
投資その他の資産	3,601	その他	51
投資有価証券	1,810	負 債 合 計	13,394
長期貸付金	223	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	854	株 主 資 本	30,181
繰延税金資産	143	資 本 金	3,804
その他	2,247	資 本 剰 余 金	3,455
貸倒引当金	△1,678	利 益 剰 余 金	28,932
資 産 合 計	47,827	自 己 株 式	△6,010
		その他の包括利益累計額	4,251
		その他有価証券評価差額金	730
		為替換算調整勘定	3,066
		退職給付に係る調整累計額	455
		純 資 産 合 計	34,433
		負 債 純 資 産 合 計	47,827

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			41,325
売上原価			28,472
売上総利益			12,852
販売費及び一般管理費			8,044
営業利益			4,807
営業外収益			
受取利息	89		
受取配当金	165		
為替差益	8		
受取賃貸料	13		
その他	145		423
営業外費用			
支払利息	39		
シンジケートローン手数料	70		
賃貸収入原価	2		
固定資産除却損	4		
その他	64		180
経常利益			5,050
特別利益			
投資有価証券売却益	512		
事業撤退損失引当金戻入額	52		
補助金収入	22		587
特別損失			
固定資産廃棄損	159		
減損損失	96		
製品自主回収関連損失引当金繰入額	454		709
税金等調整前当期純利益			4,927
法人税、住民税及び事業税	1,281		
法人税等調整額	△242		1,039
当期純利益			3,888
親会社株主に帰属する当期純利益			3,888

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,804	3,455	26,487	△413	33,333
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,442		△1,442
親会社株主に帰属する当期純利益			3,888		3,888
自己株式の取得				△5,604	△5,604
自己株式の処分				7	7
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,445	△5,596	△3,151
当 期 末 残 高	3,804	3,455	28,932	△6,010	30,181

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	741	2,093	330	3,165	36,499
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,442
親会社株主に帰属する当期純利益					3,888
自己株式の取得					△5,604
自己株式の処分					7
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△11	973	124	1,086	1,086
当 期 変 動 額 合 計	△11	973	124	1,086	△2,065
当 期 末 残 高	730	3,066	455	4,251	34,433

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,909	流 動 負 債	7,831
現 金 及 び 預 金	5,965	買 掛 金	1,107
受 取 手 形	527	電 子 記 録 債 務	1,191
売 掛 金	3,943	短 期 借 入 金	2,444
電 子 記 録 債 権	2,966	未 払 法 人 税 等	70
商 品 及 び 製 品	1,882	賞 与 引 当 金	511
仕 掛 品	2,454	製品自主回収関連損失引当金	252
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	47	資 産 除 去 債 務	60
短 期 貸 付 金	2,771	そ の 他	2,192
そ の 他	352	固 定 負 債	4,347
固 定 資 産	14,361	長 期 借 入 金	2,800
有 形 固 定 資 産	9,396	退 職 給 付 引 当 金	737
建 物	2,383	株 式 給 付 引 当 金	201
構 築 物	137	繰 延 税 金 負 債	100
機 械 装 置	1,703	資 産 除 去 債 務	210
土 地	2,665	環 境 対 策 引 当 金	9
建 設 仮 勘 定	2,086	製品自主回収関連損失引当金	201
そ の 他	420	そ の 他	86
無 形 固 定 資 産	152	負 債 合 計	12,178
投資その他の資産	4,812	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	1,533	株 主 資 本	22,362
関 係 会 社 株 式	707	資 本 金	3,804
関 係 会 社 出 資 金	1,837	資 本 剰 余 金	3,455
長 期 貸 付 金	313	資 本 準 備 金	3,207
そ の 他	529	そ の 他 資 本 剰 余 金	247
貸 倒 引 当 金	△109	利 益 剰 余 金	21,113
資 産 合 計	35,271	利 益 準 備 金	328
		そ の 他 利 益 剰 余 金	20,784
		固定資産圧縮積立金	1,069
		別 途 積 立 金	3,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	16,715
		自 己 株 式	△6,010
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	730
		その他有価証券評価差額金	730
		純 資 産 合 計	23,092
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,271

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			24,119
売 上 原 価			19,510
売 上 総 利 益			4,609
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			4,465
営 業 利 益			144
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	17		
受 取 配 当 金	2,682		
受 取 賃 貸 料	13		
そ の 他	37		2,751
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	121		
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	70		
為 替 差 損	14		
賃 貸 収 入 原 価	2		
そ の 他	33		241
経 常 利 益			2,654
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	512		
事 業 撤 退 損 失 引 当 金 戻 入 額	52		
補 助 金 収 入	22		587
特 別 損 失			
固 定 資 産 廃 棄 損	159		
製 品 自 主 回 収 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	454		613
税 引 前 当 期 純 利 益			2,627
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	209		
法 人 税 等 調 整 額	△188		21
当 期 純 利 益			2,606

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 金			利益剰余金 合 計		
						固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	3,804	3,207	247	3,455	328	1,107	3,000	15,513	19,949	△413	26,795
当 期 変 動 額											
剰余金の配当								△1,442	△1,442		△1,442
当 期 純 利 益								2,606	2,606		2,606
自己株式の取得										△5,604	△5,604
自己株式の処分										7	7
固定資産圧縮 積立金の取崩し						△37		37	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△37	—	1,201	1,163	△5,596	△4,433
当 期 末 残 高	3,804	3,207	247	3,455	328	1,069	3,000	16,715	21,113	△6,010	22,362

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	741	741	27,536
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△1,442
当 期 純 利 益			2,606
自己株式の取得			△5,604
自己株式の処分			7
固定資産圧縮 積立金の取崩し			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△11	△11	△11
当期変動額合計	△11	△11	△4,444
当 期 末 残 高	730	730	23,092

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

藤倉コンポジット株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 磨紀郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堤 康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藤倉コンポジット株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤倉コンポジット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

藤倉コンポジット株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 磨紀郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堤 康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤倉コンポジット株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の過年度において中国子会社における不適切な会計処理が行われていた事実の件については、その対策について監視し、監査を強化してまいりました。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

藤倉コンポジット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 植 松 克 夫 ㊞

監 査 等 委 員 細 井 和 昭 ㊞

監 査 等 委 員 田 中 響 子 ㊞

監 査 等 委 員 鶴 見 真利子 ㊞

(注) 監査等委員 細井和昭、田中響子及び鶴見真利子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

フジクラシャフト 新商品のご案内

最新テクノロジーを搭載し、13年の歳月を経て誕生した 王道アイアン用カーボンシャフト
高スピン&統一フィーリングのNEW MCI

MCI

Metal Composite TECHNOLOGY

カーボンの設計自由度を最大限に発揮する為の重心調整技術。
フジクラシャフト独自の最新テクノロジーで、カーボンと金属の複合化が可能に。

- ▶ シャフト重心位置の調整により、幅広い重量帯で
スチールシャフト並みのスイングウェイトを実現可能

究極の
振り心地を
追求するために

手元外径統一

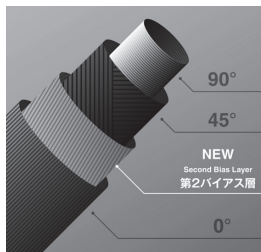
グリップ内の外径を均一化。

- ▶ ギャップレス設計で番手間のフィーリングを統一

DHX

カーボンシャフトの特長である設計の自由度を活用し45°以外の「第2のバイアス層」を新たに積層。

- ▶ 振れ（角度層）のバランスを調整することにより心地よいしなりと一体感を付与



商品情報の詳細は、HPをご覧ください。

<https://www.fujikurashaft.jp/>

フジクラシャフト

カチッ!

検索



TOPIC
2

本社併設のゴルフクラブ相談室がオープンいたしました

2025年2月に本社(東京都品川区西五反田)に併設する形で、フィッティング直営店「フジクラゴルフクラブ相談室 五反田店」がオープンしました。

五反田店では最新のシャフト計測器を活用し、スイング中のシャフトのしなりを数値化・可視化することで、ゴルファー一人ひとりに最適なシャフトを科学的根拠に基づき提案しております。

今後も直営店を核とした体験価値の強化と積極的なプロモーションにより、フジクラシャフトのブランド力を高め、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいります。



TOPIC
3

第7次中期経営計画がスタートいたしました



2025年4月から、第7次中期経営計画がスタートいたしました。

第6次中期経営計画のコンセプト“TRANS FORM 変化にチャレンジし、「変わる」から「変える」へ”をさらにアップデートし、“Accelerate X 「変化」し続け、「変化」を加速する”を掲げ、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

詳細につきましては、6月に開催する当社決算説明会で発表いたします。

[illegible]

[illegible]